

令和8年度名古屋圏における四日市の魅力発信（情報発信）業務委託 仕様書

1 目的

本事業は、四日市市（以下、「本市」という。）が、東海エリアにおける西の中核都市として存在感を示し、市内外の人に「選ばれるまち」となり、今後も持続的に発展していくために、本市の認知度及び都市イメージを向上させることを目的とする。また、本市の魅力や優位性を市内外に効果的に発信し、三重県をリードする都市として評価を得ることにより、市民のシビックプライドを醸成する。

本業務においては、特に情緒的共感を生む良質なコンテンツ制作を通じて、効果的な情報発信を行う。

2 委託期間

契約の日から令和9年3月31日まで

3 業務場所

名古屋市内等、観光交流課

4 委託業務の概要及び内容

（1）本業務のプロジェクト実施計画の作成

本業務の実施内容、スケジュール、体制等を記載したプロジェクト実施計画書を作成すること。なお、実施計画書には、本業務の成果を客観的に評価するためのKPI（重要業績評価指標）について、提案に基づき設定した目標数値を記載すること。

（2）本市の魅力を発信する取り組み

予算額の範囲内で、以下①～④に挙げる手法を用い、戦略的に実施する。

①地上波PR・コンテンツ制作事業

在名テレビジョン放送局において、本市の魅力を効果的に発信する情報番組またはミニ番組、ドラマ形式等の番組を制作・放送する。視聴者の情緒的共感や本市への強い関心を惹起させる独創的な企画を提案すること。なお、提案にあたっては、ターゲット層への波及効果が期待できるキャスト（出演者）を起用するとともに、視聴機会の最大化が図れる放送日時（枠）を確保すること。

放送した番組は、放送後も一定期間、見逃し配信やYouTube等の動画配信サービスで視聴できるようにすること。

番組視聴を促進し、かつ本市の認知度及び都市イメージの向上を図るための販促グッズ（ノベルティ）を企画・制作すること。本グッズは、本市が実施する誘客促進事業（スタンプラリー等）での配布・活用を想定した内容とし、来訪動機を強化する設計とすること。

放送にあたっては不当景品類及び不当表示防止法を遵守すること。

②交通広告等事業

名古屋駅中央コンコース等のデジタルサイネージ、及び名古屋市内を含む主要鉄道路線の車内・駅構内メディアを組み合わせてPRを行う。

放映・掲出期間は、サイネージのべ14日間以上、鉄道広告のべ2ヶ月程度を基準とし、本市の魅力を効果的に発信する目的で実施すること。

③イベント PR 事業

受託者が主催、または関与するイベント等において、本市の魅力を発信する PR ブースの出展、またはそれに準ずるプロモーション機会を1回以上設けること。

④その他の PR 事業

インターネット・SNS 広告やラジオ等、①②③以外で効果的かつ効率的な手法を用いた PR 事業を提案すること。

(3) メディアへの露出向上及び市内周知の取り組み

①本業務の効果を最大化するため、以下の活動を行うこと。

- ・本業務のターゲット属性に合致する有力メディア（Web、雑誌、番組等）の選定およびリスト化。
- ・記者発表資料（プレスリリース）の作成および適切なタイミングでの配信。
- ・メディア各社の制作担当者等に対する直接的な企画持ち込み（メディアキャラバン）の実施。
- ・取材依頼があった際の調整および立会い等のサポート。

②本業務で制作したコンテンツ（制作映像のダイジェスト映像、スチール写真、本編未使用素材等）を、本市の公式 SNS、広報誌、公式 HP、および市内公共施設等で二次利用できるよう、市が行う広報活動に対して以下の協力を行うこと。

- ・市内向け広報に適した形式への素材の加工および提供。
- ・市内周知を最大化させるための投稿タイミングや見せ方に関する助言。
- ・制作した販促グッズを市内の施設やイベントで活用するための連携。

(4) 月次、年度末報告及び効果測定 (KPI)

①定期的な打合せ（原則月1回以上）を行い、進捗を共有すること。

②年度末には、以下の項目を含む効果測定を行い、報告すること。なお、報告にあたっては、単なる数値結果の提示に留まらず、設定した KPI の達成度評価、結果に対する詳細な考察、抽出された課題の整理、およびそれらを踏まえた今後の情報発信における改善案を提示すること。

(KPI)

地上波 PR：番組視聴数（世帯・個人）、見逃し配信の再生回数

交通広告：広告到達数（インプレッション推計）、誘導 URL 等のクリック数

デジタル波及効果：SNS での拡散数、指定ハッシュタグの投稿数

質的評価：パブリシティ掲載数（広告換算額）、アンケート調査における視聴者・来訪者の意識変容（本市への興味関心の高まり等）

5 成果物の納品

納品は、書面とそのデジタルデータ、および映像データを格納した電子媒体で行うこと。

(1) プロジェクト実施計画書

(2) 地上波テレビ番組放送に関する企画書、PR 素材、番組連動販促グッズ

(3) 交通広告等事業に関する企画書、PR 素材

- (4) その他の PR 事業及びイベント実績報告
- (5) メディアへのプレス発表実績報告書
- (6) 映像データ（肖像権等の権利関係を整理した風景素材等のマスターデータを含む）
- (7) 効果測定報告書（分析・考察・改善案を含む）
- (8) 各種打ち合わせ議事録
- (9) その他、本市が必要と認める資料

6 著作権及び二次利用

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、本業務の成果物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。以下「成果物」という。）が著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該成果物に係る乙の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を、当該成果物の引渡し時に委託者（以下「甲」という。）に無償で譲渡するものとする。
- (2) 乙は、成果物が著作権に該当するとしないとにかかわらず、甲が次の各号に掲げる行為をすることについて同意するものとする。
 - ・ 成果物の内容を自由に公表すること。
 - ・ 成果物の利用目的の実現のために必要な範囲でその内容を改変すること。
- (3) 乙は、成果物が著作権に該当するとしないとにかかわらず、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
 - ・ 成果物に乙の実名又は変名を表示すること。
 - ・ 成果物の内容を公表すること。
 - ・ 成果物を使用又は複製すること。
- (4) 乙は、乙が契約を履行する上で開発したプログラム及びデータベースについて、甲が別に定めるところにより、当該利用に同意するものとする。
- (5) 成果物が、甲以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、乙が確認すること。万一、第三者から異議、苦情、損害賠償請求等があった場合、弁護士費用も含め、乙の責任においてこれら进行处理すること。
- (6) 契約期間に関わらず、今後、本業務の成果物に関する一切の二次使用料については、本契約金額に含まれるものとする。

7 履行報告

実績について、書面にて報告を行うものとする。

8 委託料の支払い方法

完了払

9 一括委託の禁止

乙は、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。

また、乙は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

10 その他

本業務にかかる一切の経費について、乙が負担するものとする。

本業務に必要な資機材は、乙が用意すること。

本業務にかかるスケジュールについて、契約後、乙は速やかに甲と協議すること。

プロポーザル審査での提案内容（質疑応答を含む）も本業務の仕様に含まれるものとする。

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。